

愛知学院大学歯学部附属病院医療連携実施要領

(設置)

第1条 愛知学院大学歯学部附属病院医療連携運営委員会（以下、「運営委員会」という）は、運営委員会規則第7条に基づき、愛知学院大学歯学部附属病院医療連携実施要領（以下、「実施要領」という）を定める。

(目的)

第2条 愛知学院大学歯学部附属病院医療連携は、健政発第384号の歯科保険推進事業実施要綱に基づき、愛知学院大学歯学部附属病院（以下、「病院」という）と連携する歯科医師会との協力により、一環した最適な歯科・医科医療を提供し、歯科医師・医師と患者との間の信頼関係の確立により、地域歯科・医科医療の充実を図ることを目的とする。

(登録)

第3条 連携の登録ができる者は、保険医登録者に限る。

2 連携歯科医師及び連携医師は、「登録医」と称する。

3 登録医としての登録、登録内容の変更、脱退手続等に関する事項は、別に定める運用細則（以下、「運用細則」という）に従う。

(登録医の責務)

第4条 登録医は、紹介（外来・入院）患者のために、できる限り患者情報を提供するとともに積極的に患者を訪問し、診察上必要と思われる事項について、病院担当医及び各部箇所責任者（看護師長・衛生士主任等）と意見を交換し、患者に最適な医療が行なわれるように努めるものとする。なお、紹介（外来・入院）患者への訪問が困難な場合には、登録医は、電話、FAXを介して緊密に連絡するものとする。

2 登録医は、診療について、病院職員に対する指示権限を有しない。

(病院の責務)

第5条 紹介患者の退院に際しては、病院担当医は紹介元の登録医と退院後の治療について協議し、患者が適切な治療を続けられるように努めるものとする。

2 長期経過観察を必要とする患者については、病院担当医は紹介元の登録医に対して協力するものとする。

3 紹介患者の転科、転院等に際しては、紹介元の登録医に必ず連絡するものとする。

(紹介、入院の手続き)

第6条 紹介患者の外来受診及び入院の手続きは、病院の規定によるものとする。

2 入院の要否は、病院の歯科医師または医師の判断に基づいて決定し、担当医はその旨を患者に告げるとともに、紹介元の登録医に必要事項を連絡するものとする。

3 入院に際しては、病院は紹介元の登録医の意見を十分に尊重する。ただし、紹介患者が一般患者よりも優先されることはない。

4 紹介状の様式、入退院等決定後の連絡方法については、運用細則に従う。

(登録医の来院)

第7条 登録医が来院した際は、医療連携室受付（西館1階）で登録医訪院名簿に必要事項を記入することとする。

2 在院時の服装、来院時間、患者訪問については、運用細則に従う。

(各種研修会)

第8条 各種研修会の通知方法及び問い合わせは、運用細則に従う。

2 登録医は、年1回以上、これに参加するように努める。

3 紹介患者の症例検討会等については、病院は紹介元の登録医に直接連絡するものとする。

(実施要領の改廃、調整)

第9条 実施要領の改廃並びに実施要領に定めのない事項及び運用上の疑義、苦情などの調整については、運営委員会に諮り決定する。

(責任と権限)

第10条 登録医、病院双方の責任と権限については、運営委員会が監督する権限をもつ。

(運用細則)

第11条 実施要領に関する運用細則は、別に定める。

附 則

本実施要領は、平成15年4月1日より施行する。

本実施要領は、平成29年4月1日より施行する。